

役員選考に関する細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、会則第8条3項に基づく役員を選出に適用する。

第2条 役員候補者の選出は原則として各年度末までに行う。

第2章 役員候補者

第3条 会長、副会長、監事を全県1区により選出する。

第4条 役員候補者は各支部より推薦された者及び各支部に立候補の届出をした者より選考される。

第3章 役員選考委員会

第5条 役員選考を行うために役員選考委員会をおく。

役員選考委員会は会則第5条に定めた支部の評議員で構成する。構成員は各支部2名とする。ただし委員には現役員および、役員候補者になることはできない。

第6条 役員選考委員会は委員長1名、副委員長1名を互選する。

- 1 委員長は役員選考委員会の会務を総括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその会務を代行する。

第7条 役員選考委員会は委員長が招集する。

第8条 役員選考委員会は構成員の3分の2以上の出席で成立し、次のことを行う。

- 1 各支部へ役員推薦の依頼を行う。
- 2 役員候補者を選考し評議員会へ報告する。

第4章 選挙管理委員会

第9条 評議員会における選出の方法として選挙を行うときは、その本務を処理するために、選挙管理委員会を設ける。

第10条 選挙管理委員会は該当年度の総務担当を持って構成する。

第11条 選挙管理委員会は委員長を互選する。

第12条 選挙管理委員会は委員長が招集し、次の事項を行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付と発表
- 3 立候補者の資格審査
- 4 投票及び開票の管理
- 5 当選の確認
- 6 その他選挙管理に必要な事項

第13条 選挙は評議員の無記名投票とする。

第5章 選 出

第14条 役員選考委員会で選考され、評議員会の推薦を受けた役員候補者は、総会において承認を受ける。

第15条 選出にあたっては会長及び理事長は、会の円滑な運営を図るため役員選考委員会に参考人として意見を述べることができる。

付 則 この細則は、平成22年5月25日より改正実施する。